

(案)

令和元年6月21日

長野地方最低賃金審議会
会長 岩崎 徹也 殿

長野地方最低賃金審議会
運営問題小委員会
委員長 岩崎 徹也

長野地方最低賃金審議会の運営について (報告)

令和元年6月21日開催の当委員会において、令和元年度における標記について検討した結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 長野県最低賃金について
 - (1) 発効は、10月4日を目途に審議する。
 - (2) 実地視察は、全委員の参加で実施し、労使の意見聴取は実地視察の際に行う。
 - (3) 結審は、審議会令第6条第5項を適用しない。
- 2 特定(産業別)最低賃金について
 - (1) 発効は、従来どおりとする。
 - (2) 第1回の専門部会は全業種の合同部会とする。
 - (3) 各専門部会は、3回を目途で結審とする。
 - (4) 結審は、全会一致に限り審議会令第6条第5項を適用する。

以上